

令和8年熊本地震で被災した昇降機の定期検査報告について

今回の令和8年熊本地震において、八代市、宇城市を中心として、県下全域で多数の昇降機（建築基準法第12条第3項に基づく定期報告が必要であるエレベーター、エスカレーター、段差解消機、いす式階段昇降機及び小荷物専用昇降機）が被災を受けました。

今回の被災では、容易に復旧できないものが多数あることから、出来るだけ所有者（被災者）に配慮し、手続きを簡素化して、統一的に対応できるように、被災状況に応じた手続きを下記のように行うこととします。

	昇降機の復旧状況	手 続 き
①	無被害	通常通りの定期検査報告を行う。 ※ただし、熊本地震の影響により、定期検査実施に遅延が生じた場合には、その内容を報告書・概要書第二面【8.備考】欄に記載する。
②	安全装置等のリセット及び簡易な保守点検のみで復旧	通常通りの定期検査報告を行う。（上記①※と同様の取扱いとする。） 国土交通省等への情報提供の対象となる事故等が発生した場合のみ、その内容を報告書第三面【昇降機に係る不具合の状況】欄に記載する。
③	確認申請を伴わないリニューアル若しくは部品交換等の保守点検で次回報告期限までに復旧	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「③復旧日」と記載する。 通常通りの定期検査報告を行う。 その際には、報告書第三面【昇降機に係る不具合の状況】欄に、記載例に沿って、「復旧日」、「被災状況」及び「対応（部品交換内容）」を記載する。 また、リニューアルと併せて、既存不適格事項の改善を実施した場合は、報告書・概要書第二面【8.備考】欄及び検査結果表特記事項に改善内容を記載する。 さらに、国土交通省等への情報提供の対象となる事故等が発生した場合には、その内容を報告書第三面【昇降機に係る不具合の状況】欄に併せて記載する。
④	確認申請を伴わないリニューアル若しくは部品交換等の保守点検で次回報告期限を過ぎて復旧	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「④復旧予定日若しくは期間」と記載することで、 休止扱い とする。 復旧後、使用再開前に定期検査を実施し、速やかに定期検査報告を行う。 その際には、報告書第三面【昇降機に係る不具合の状況】欄に、記載例に沿って、「復旧日」、「被災状況」及び「対応（リニューアル内容）」を記載する。 また、リニューアルと併せて、既存不適格事項の改善を実施した場合は、報告書・概要書第二面【8.備考】欄及び検査結果表特記事項に改善内容を記載する。 さらに、国土交通省等への情報提供の対象となる事故等が発生した場合には、その内容を報告書第三面【昇降機に係る不具合の状況】欄に併せて記載する。 新たな報告期限については、復旧後の定期検査日により決定する。
⑤	復旧には確認申請を伴う全面リニューアルが必要	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「⑤全面リニューアル」と記載することで、一時 休止扱い とし、リニューアル工事着手後、 廃止扱い とする。 確認申請以降の手続きは、通常の全面リニューアルと同じとする。
⑥	昇降機撤去若しくは建物解体	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「⑥撤去・解体」と記載することで、一時 休止扱い とし、昇降機撤去若しくは建物解体開始後、 廃止扱い とする。
⑦	今後の計画未定	保守業者から被災昇降機リスト（別添様式）を提出する。 このリストに「⑦今後の計画未定」と記載することで、今後の計画決定までの間、一時 休止扱い とする。 今後の計画が決定次第、その対応に則したと続きを行う。